



「門番さくら組」に学ぶ

生きがい活動拡大のコツ！

生きがい通信

3月号
発行人
森の靴屋

◎門番さくら組とは

とにかく姫路城で、観光客におもてなしをしたい！
歴史、時代劇が好きでそんなボランティアをしたい！
姫路で生まれ育ったので地元へ何か恩返しをしたい！
門番さくら組は、姫路城の門番活動等を行い、国内外の観光客とおもてなしの心でふれあうことを通して、姫路のまちづくりに貢献する団体です。



＜男女問わず幅広いメンバーを募集している＞

◎活動記録のススメ

平成22年度は38回の出陣、延べ175人が活動に参加しました。門番さくら組では、いつでもどこで活動を行

ったのか、活動実績の記録を取りデータとしてまとめています。これを行うことにより定例会での今後の活動方針についての判断材料、補助金申請時の資料、他団体への活動の実績PR等、様々な用途で活用することができます。継続した活動のためには、新しい企画も大切ですが、自分たちの活動を記録するデータ収集力も重要だと思えます。新聞記事など、客観的に自分たちの活動をPRできるツールも活用しています。

◎自分たちで気をつけていること

現在19名で活動していますが、皆それぞれ自分たちのペースで「楽しさ」を追求しています。例えば、活動中に笑顔で観光客をおもてなしする「にっこり派」、どっしりと門の前に立ちおもてなしの演出を行う「キリリ派」等、活動を行いながら楽しさを追求していくのも充実した活動をしていくためには必要な要素ではないでしょうか。

◎次年度の計画について教えてください。

平成23年度はメンバー全体でのスキルアップを考えております。より質の高いおもてなしを行うために専門家から槍や太鼓のパフォーマンスの習得や、観光客と交流を図るための武士語、さらに海外の観光客との会話を楽しむために英語・中国語・韓国語なども学びたいとメンバー間で話し合っております。

また、老若男女が門番さくら組の活動を体験してもらえ「甲冑体験」を企画しており、体験者には写真撮影サービスも行う予定になっております。

国内外の皆様とふれあいができ、地元へ恩返しを行える活動をこれからも行ってきたいと考えています。



＜活動日を記録し表にしておけば、色々役に立つ＞

＜客観的に自分たちの活動がわかる資料は、助成金申請等のPRでも重宝する＞



お問い合わせ

組頭 橋の本 りおの介 氏

TEL：080-6177-1146

HP：http://www.com21.or.jp/

activity/monban_new/

主な活動場所：姫路城大手門前

出陣日：HP掲載 ※会費あり（要確認）

生きサポ播磨西 掲示板

『NPO法人設立相談会』

内容：NPO法人について、申請書類についてなど
日時：毎週金曜日 10：15～、11：30
相談員：霞末 けい子、森川 嘉猛
相談料：無料

『NPO運営相談会』 要予約

内容：活動の運営、資金、スタッフについてなど
日時：4月22日(金) 13:30～、14:30～、15:30～
相談員：前川 裕司
相談料：無料
会場：生きがいしごとサポートセンター 播磨西

『姫路市NPO法人ネットワーク会議』

内容：法人の健全な運営、育成のために、各団体間のネットワークづくりや、情報交換を行っています。NPO法人を設立されてもいない団体のスタッフの皆様は是非一度ご参加ご検討ください！

日時：5月10日(火) 14:00～15:30
会場：姫路市市民会館5階第11会議室
対象：原則として姫路市内のNPO法人
参加費：無料
※行政の補助・助成事業情報の案内あり。

『地域貢献活動してみませんか？』

内容：生きがいしごとサポートセンター播磨西では、地域でボランティア活動や、CB団体での体験活動を行いたい方の支援も行なっております。

体験先：姫路城清掃会
亀山御坊朝市実行委員会、
里山保全活動クラブ 他
対象：NPO団体、CB団体で体験活動してみたい方
※実施日受入体制により、体験できない場合がございます、ご了承ください。

質問コーナー

Q. 役員の理事と監事について教えてください。

A. 理事は法人の業務を決定・執行する役員です。職員として給料をもらう事も可能です。また、人数の制限（役員数の1/3）はありますが、給料と合わせて役員報酬をもらう事も可能です。理事は職員にはなれますが、監事にはなりません。監事は理事の業務や団体の財務状況を監査する役員です。監査する立場なので給料はもらえませんが、役員報酬はもらえます。監事は理事や職員にはなりません。

Q. 役員が事務局職員の仕事をし、給与を受け取る場合は役員報酬になりますか？

A. 理事が事務局職員を兼任して給料を受け取ることは可能です。ただ、これは、役員という職務に対しての「役員報酬」ではなく、職員としての労務の提供に対する報酬にあたります。ですので、職員としての労務の報酬と役員報酬とは別の物です。NPO法第2条第2項1号口には、「役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること」と規定されていますが、これは役員としての職務に対して報酬を受ける役員数に関する定めであり、職員としての労務の報酬を受ける役員数はこれに含まれません。（NPOWEBより一部抜粋）

Q. 事業年度が終わりました、県の窓口への事業報告はどのように行いますか？

A. 事業報告書提出までの流れの例は、①事業年度終了→②提出書類の原案を作成→③会員の方に資料を送る。（総会案内や委任状も同封する。）→④監事の監査→⑤総会の開催→⑥総会議事録の作成・提出書類を完成させる→⑦県の窓口へ提出、です。注意しないといけない点は、事業年度が終了してから3ヶ月以内に県の窓口へ提出しないと行けない点です。提出する書類は、事業報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書・役員名簿・社員のうち10人以上の者の名簿、を提出します。書類の変更で、書類によっては、認証(2ヶ月縦覧→認証)・届出・登記の手続きなどが必要になってきますので、ご不明な点がございましたら生きがいしごとサポートセンターまでお気軽にご相談ください。報告後に公開される資料は、どんな活動をしているのか、健全な運営をしているのか、など判断する指標にもなります。ですので、提出すればよいという義務の書類ではなく、活動をより多くの人に理解してもらい、周知するための大切な資料ですので、前向きに作っていきましょう。

Q. 補助金・助成金のメリットや情報収集方法について教えてください。

A. 継続的な活動を行うため、補助金・助成金を利用して活動されている団体も多いと思います。活動資金がもらえるので、安定した事業運営が行える。採択されたら団体の活動をより多くの人に認知されやすくなり、実績として団体の信用が高まる。事業の報告を必ず報告するので、活動が着実に進められやすい。等メリットも多い反面、採択された事業は申請した内容に沿って遂行していく必要がある。採択されたら、その活動を必ず行わなくてはならない。等、義務も生じてきます。情報収集の方法はいろいろありますが、インターネット・メールマガジン・情報誌・ロコミなど一つ一つ探したり、NPOの活動を支援するNPO「中間支援組織」の力を借りるのも手です。立ち上がりに必要な初期経費の一部を助成してくれる補助金等もありますので、お気軽に生きがいしごとサポートセンターまでお問い合わせください。また、補助金・助成金には常に募集している物もありますが、時期などを定めて募集している物もあります。団体の活動で申請したい補助金・助成金について常にアンテナを広く貼り、情報収集を行う必要があります。